

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

倶知安町長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
（世帯保護者）	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒 —
	氏名				
	①	日中の連絡先（電話番号） *連絡ののつきやすい順に記入して下さい。			生年月日
	父・母・その他（ ）	父・母・その他（ ）	父・母・その他（ ）	父・母・その他（ ）	個人番号
子ども申請	フリガナ		現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 —	
	氏名			個人番号	
			生年月日	年 月 日	
認定種別	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。				
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）				
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ） ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他（ ）				
生活保護の適用	☐ 適用なし ☐ 適用あり（ 年 月 日保護開始）				
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☐ 障がい者がいる世帯（ ☐ 児童本人 ☐ 児童以外 ）				

◆上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

◆同居者を全員記入して下さい。

申請子どもの保護者及び同居者		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	個人番号 生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	1			個人番号 年 月 日		☐ 有
	2			個人番号 年 月 日		☐ 有
	3			個人番号 年 月 日		☐ 有
	4			個人番号 年 月 日		☐ 有
	5			個人番号 年 月 日		☐ 有
	6			個人番号 年 月 日		☐ 有
	7			個人番号 年 月 日		☐ 有

◆利用（予定を含む）する認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設を記入して下さい。

施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	☐ 認定こども園 ☐ 認可外保育施設	〒 —	年 月 日

<必ず裏面もご確認ください>

◆添付必要書類（以下の中から該当する書類を添付して下さい）

※父母それぞれの「保育を必要とする事由」を証明するための書類が必要になります。

	保護者の状況	必要書類	備考
1	会社等に就労している場合	就労証明書	※単身赴任の方も必要です。 ※保育時間外（夜間のみ）の場合は保育の必要は認められません。 ※児童の父母が親族経営の企業等で働いている場合、経営者の「自営業・農業申立書」と開業届等の「申立内容の証明書類」の写しを添付してください。
2	自営業又は農業を営んでいる場合	自営業・農業申立書	※直近の確定申告書控え、又は個人事業の開業・廃業等届出書等の添付が必要です。 ※申立書の内容を確認するため、認定決定前・決定後に訪問することがあります。また、申立書とは別に就労状況等の確認ができる書類を提出いただく場合があります。
3	出産予定の場合	出産連絡票及び母子手帳の写し（母親の氏名及び出産予定日の記入されたページ）	※産前：出生予定日の8週間前から ※産後：出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（出生日の確認のため、出産後、児童福祉係へ申し出てください。）
4	病気や障がいの場合	診断書	※治療期間の記入が必要です。
5	病人を看護・介護の場合	診断書及び介護看護状況申立書	※治療期間の記入が必要です。
6	求職活動中の場合	求職申立書	※申立期間 3ヶ月
7	就学の場合	在学証明書及び時間割等の就学時間が確認できる書類	
8	虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	状況に応じて必要書類が異なります。詳しくは、児童福祉係にお問い合わせください。	
9	認可外保育施設の利用を希望される方		保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

※俱知安町の様式に記入の上、提出してください。

※求職活動の事由で入所決定した場合、申出期間は認定日から3ヶ月間となります。

就労先が決定した場合は、①就労証明書又は②自営業・農業申立書等の書類提出が必要です。

※その他、必要に応じて提出書類が追加される場合があります。

◆住民税を確認するための書類（新3号認定の場合のみ）

認定開始	状況	必要書類
令和 年4月 ～ 令和 年8月	令和 年1月1日現在、俱知安町に住民登録がない方 ・令和 年1月2日以降に俱知安町に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が俱知安町にない方等	●令和 年度市町村民税の課税（非課税）証明書 （令和 年1月1日現在の住民登録があった市区町村が発行するもの）
	令和 年度住民税が未申告の方	令和 年1月1日時点で、住民登録があった市区町村へ申告の上、令和 年度市町村民税課税（非課税）証明書を提出してください。
	令和 年1月1日現在海外赴任等のため日本に住民票がなかった場合	海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は海外での所得を推定できる資料等を提出してください。 別途ご相談ください。
令和 年9月 ～ 令和 年3月	令和 年1月1日現在、俱知安町に住民登録がない方 ・令和 年1月2日以降に俱知安町に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が俱知安町にない方等	●令和 年度市町村民税の課税（非課税）証明書 （令和 年1月1日現在の住民登録があった市区町村が発行するもの）
	令和 年度住民税が未申告の方	令和 年1月1日時点で、住民登録があった市区町村へ申告の上、令和 年度市町村民税課税（非課税）証明書を提出してください。
	令和 年1月1日現在海外赴任等のため日本に住民票がなかった場合	海外からの所得のみの方で、申告義務のない方は海外での所得を推定できる資料等を提出してください。 別途ご相談ください。

※「新3号認定」の認定要件である課税状況を確認する年度は、上記の通りとなります。

9月の認定より課税状況を確認する年度が変更となるため、課税状況が異なった場合、認定の該当・非該当が変更となる場合があります。

詳しくはこども支援係へご確認ください。